

公民

# 内閣と行政の役割としくみ

**学習の目標:** 内閣と行政の役割やしくみを知り、理解を深めよう。

29 (1) 次の①～⑩にあてはまる語句を記入し、日本国憲法に定められている内閣の仕事をもとめてみよう。 ★★★

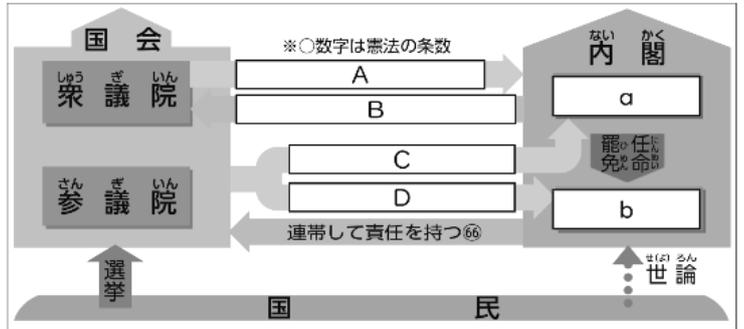
内閣の役割

第73条 [内閣の職務] 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。	第3、7条	天皇の(⑥)への 助言と承認
2 (①)を処理すること。	<国会に関連すること>	
3 (②)を締結すること。(略)	第53条	(⑦)の召集
4 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。	第54条2	参議院の(⑧)を求め ること
5 (③)を作成して国会に提出すること。	<裁判所に関連すること>	
6 この憲法及び法律の規定を実施するために、(④)を制定すること。(略)	第6条2	最高裁判所長官の(⑨)
7 大赦、(⑤)、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。	第79条1	最高裁判所のその他の裁判官の (⑩)
	第80条1	下級裁判所の裁判官の任命

(1) 内閣を組織しているa・bの役職を挙げてみよう。

a	
b	

(2) 資料IのA～Dにあてはまる役割や作用を記入し、議院内閣制のしくみをまとめてみよう。



A	C
B	D

◆省庁を教科書から選び記入しよう。

◆国会議員と一般の公務員の違いとはなんだろう？

**違い:**

**共通点:**

<p>教育や科学技術 文化財の保護など。</p> <p><b>A</b></p>	<p>道路や港湾の整備 防災対策、観光など。</p> <p><b>B</b></p>
<p>外交政策、国際機関 を通じた協力。</p> <p><b>C</b></p>	<p>予算の作成、税制 および関税、為替など</p> <p><b>D</b></p>